

海岸の利用と管理について研究会を開催しました

港湾海岸防災協議会 事務局

港湾海岸防災協議会では、港湾海岸防災事業の促進運動、海岸シンポジウムの実施、季刊誌「波となぎさ」発行等による防災関係事業等にこれまで取り組んでまいりました。

こうした従来の活動に加え、会員の方々が抱える海岸関係及び防災関係の課題について、分析及び施策の検討を行い、その結果を会員の方々に提供することによって会員の業務に資することを目的として研究会を平成29年度に設置し、今回で5回目の開催となります。

今回は、「海岸の利用と管理」をテーマに、宮城県、鹿児島県指宿市及び一般社団法人北海道江差観光みらい機構様よりご講演いただきました。また研究会冒頭では、港湾局海岸・防災課から最近の港湾海岸防災行政に係るトピックスを紹介していただきました。

令和5年2月8日（水）（14～17時）に、対面・オンライン併用で開催し、東京都港区赤坂の（公社）日本港湾協会会議室にて対面で約20名、オンライン参加者が約140名と多数の参加を得ての開催となりました。

開会にあたり、梶原座長（元港湾局海岸・防災課長）が挨拶し、研究会のこれまでの取り組みや今回の講演内容等について説明しました。

はじめに、港湾局海岸・防災課 課長補佐 伊藤 直樹 様より、『最近の情勢について』と題し、ご講演いただきました。

福徳岡の場（海底火山）の噴火（R3.8.13発生）は、1914年の桜島火山大正噴火に次ぐ規模で、10月4日に沖縄県の北大東島・南大東島に漂着したのを皮切りに、沖縄県から東京都までの計92港の港湾で軽石の漂流・漂着を確認しました。港湾内の軽石除去について、港湾管理者が災害復旧事業等により対応を行い、国土交通省もTEC-FORCEなどを通じた支援を実施し、特に軽石の漂流・漂着の規模が大であった運天港（沖縄県）では、国が運天港の港湾施設の一部を管理（港湾法第55条の3の3）したとのことです。国が除去した軽石は、中城湾港の作業ヤードに仮置きし、今後、同港泡瀬地区の直轄土砂処分場に埋立処分を行う予定とのことです。

また、福島県沖地震（R4.3.16発生、震度6強を観測）では、相馬港の公共岸壁15バースで、海側への変位等により段差や傾斜などの被害が発生し、発災直後は耐震強化岸壁を含む4バースのみが使用可能な状況でしたが、港湾管理者の福島県と連携して応急復旧工事を進め、3月末までに9バースが利用可能となり、耐震強化岸壁を活用して、順次、復旧資

材の荷役や物流活動が再開となったとのことです。さらに令和4年台風14号における港湾の被害状況及び徳山下松港内航コンテナ船転覆事故（R4.7.31発生）の状況等の説明がありました。

次に、災害時の陸路分断等を想定して、「みなと」の機能を最大限活用した災害対応支援を行うため、各地域で船舶を活用した防災訓練の実施など「命のみなとネットワーク」形成に向けた取組について説明がありました。「みなと」は、海から支援物資の緊急輸送を実施する拠点、被災者や被災地支援要員に対して、宿泊・給食・給水・通信・入浴等の支援を実施する拠点、被災者の救援輸送を実施する拠点等の機能を持ち、国土交通省・市町村等による防災訓練の実施、「みなと」を活用した災害支援事例の作成と周知に取り組んでいるとのことで、過去の災害時における支援の事例紹介がありました。（図-1）

次に、気候変動適応策の実装に向けて、学識経験者からなる技術検討委員会を設置し、必要な基準類の整備に向けて検討を行うことや、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化のあり方について取りまとめるべく交通政策審議会港湾分科会防災部会に諮問している旨のご説明（図-2）



(図-1)

があり、最後に令和4年11月公布の改正港湾法の概要について情報提供があり、講演を締めくくられました。

続いて、宮城県土木部港湾課 総括課長補佐 伊藤 力 様から『水門・陸閘等の操作規則の策定等について』と題し、ご講演いただきました。

宮城県では、東日本大震災（H23.3.11発生）を踏まえ、「宮城県震災復興計画」を策定（H23.10）し、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進されています。

災害に強いまちづくりとして、三陸沿岸リアス地形の地域においては

「高台移転・職住分離」、仙台湾沿岸低平地については「多重防護」を進め、(L1) 津波に対して、沿岸部に防潮堤を整備することとし、港湾利用者による生業が盛んであり、荷役作業等のために導線を確保する必要のある個所については、陸閘を設置することとしているとのことです。

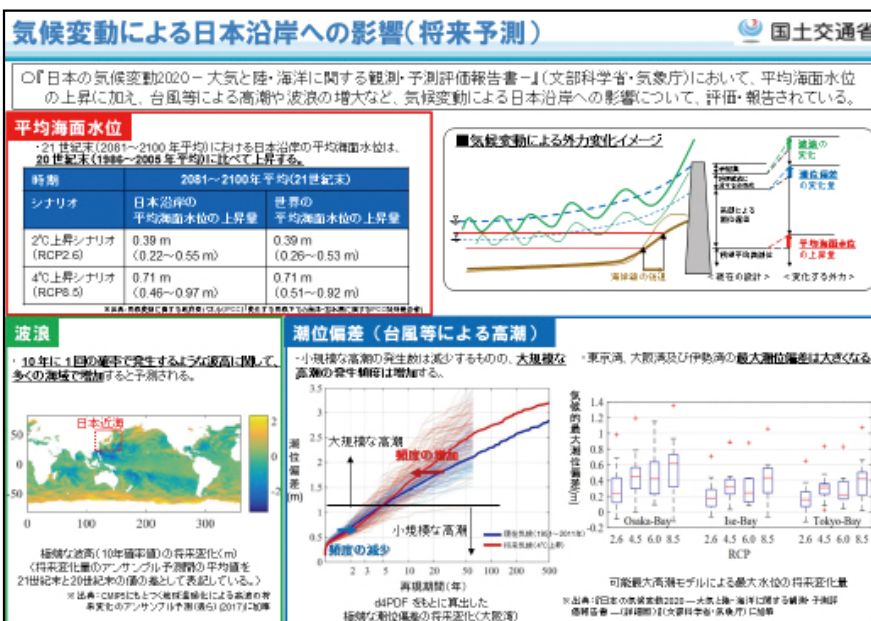
東日本大震災で、水門・陸閘の閉扉作業途中で津波に巻き込まれ多くの消防団員等が犠牲となったことを踏まえ、警報等が発令された際は、操作従事者の安全確保を最優先し水門・陸閘等を閉扉できる運用体制が必要となりました。そのため、平成26年6月に海岸法を改正し、水門・陸閘等の操作規則の策定が義務付けられました。

宮城県では、R4.12時点で約950基の水門・陸閘等を設置し、その内、港湾管理者が管理する水門・陸閘等は約240基で、これらすべてを職員が警報時発令時に津波到達予想時刻までに確実に閉扉し、安全な場所まで避難することは困難のため、「自動化遠隔化水門・陸閘」、「委託陸閘」及び「常時閉鎖陸閘」の3つの運用体制を構築し、操作従事者の安全を最優先した操作方法や管理体制として、平成28年3月に水門・陸閘の「操作規則」を策定したとのことです。

(図-3)

自動化遠隔化水門・陸閘は、定期的な点検や操作訓練を実施するとともに安全な避難方法について地元の方々に向けた注意喚起を行っているとのことです。

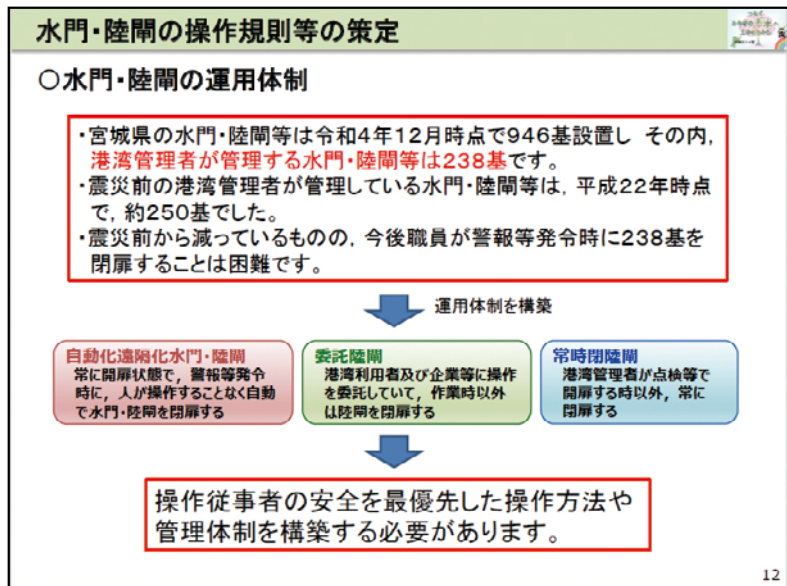
また、港湾利用者及び企業等に操作を委託している陸閘については、港湾利用に必要な時にだけ開扉し、



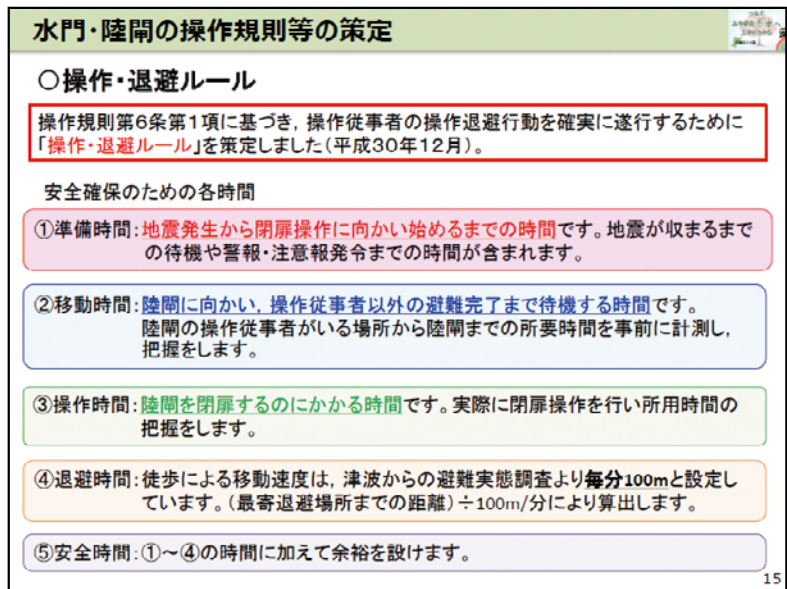
(図-2)

利用後は速やかに閉扉し、開扉状態で津波注意報等が発令された時は、速やかに閉扉することを徹底しているとのことです。

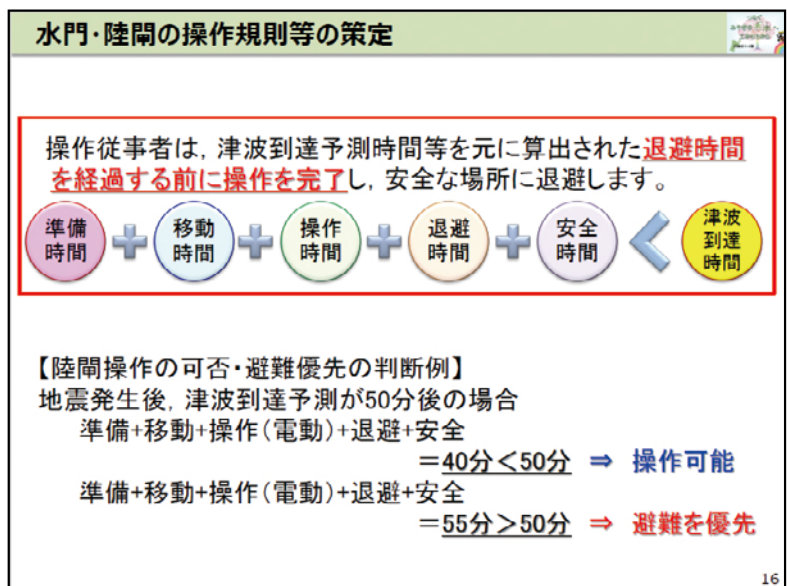
さらに、津波注意報等が発令された際は確実に閉扉するため、自動化遠隔化施設については通信手段の複線化、予備発電機の活用、委託陸閘については操作従事者の安全確保を最優先としたルール策定等、日頃よりの地元住民や港湾利用者等との意見交換や訓練等を通じて運用の熟度をあげていくなど、取組みを継続することがいかに重要であるかを勉強させていただいたご講演でした。(図-4、5)



(図-3)



(図-4)



(図-5)

続いて、鹿児島県指宿市建設部都市・海岸整備課 課長 田之上 浩康 様より、『指宿港海岸地域のまちづくりについて』と題し、ご講演いただきました。

指宿市は、鹿児島県の薩摩半島南端部に位置し、鹿児島湾から東シナ海に臨む長く美しい海岸線を有しています。指宿港海岸では、昔から「みなと祭り」や「浜競馬」など身近で賑わいのある海岸で、「東洋のハワイ」と呼ばれる海岸でした。

しかし近年、大型化する台風や高波、高潮等の影響により、徐々に侵食が進み、砂むし温泉前などの一部の砂浜を残してそのほとんどが流出

したため、防災機能は低下し、近年の大型台風等による高波・高潮被害が後を絶たない状況だったとのことでした。

このため、指宿港海岸の住民をはじめ、市民、商工会議所などで構成する指宿港海岸保全推進協議会で整備事業着手に向けた活動を重ねた結果、平成26年度に「指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業」が着手の運びとなりました。

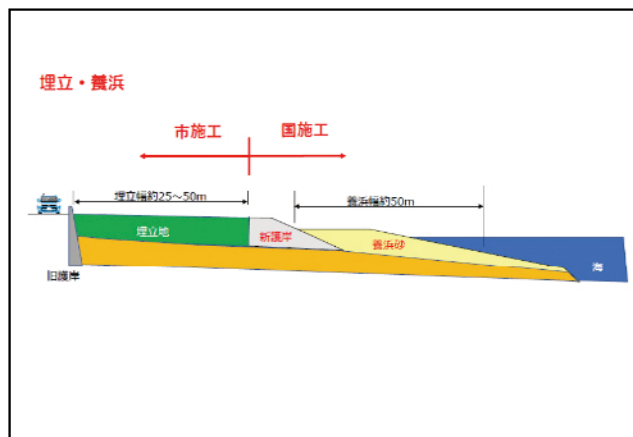
この事業は、侵食対策として、緩傾斜護岸等を面的防護方式として整備するもので、指宿市としては、この事業によって生み出される砂浜や緑地を海洋レジャー等の新たな観光交

流拠点や新たな賑わい創出の場として活用することとし、直轄事業と連携して指宿市が交付金事業で緑地整備を実施することとし、指宿港海岸緑地整備基本設計を策定しました。基本設計では、緑地整備後の維持管理、運営等について、民間活力の導入を考えており、具体的には、緑地のみならず海岸全体の魅力向上及び背後地との回遊性向上と緑地の維持管理や収益の確保も視野に入れた体制構築を検討しているとのことでした。賑わいのある海岸を通じた地域振興を検討される方々にとって、大変参考となるご講演でした。

(図-6～図-9)



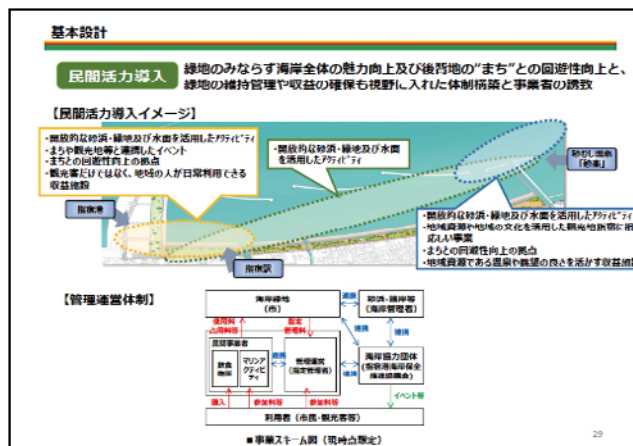
(図-6)



(図-7)



(図-8)



(図-9)

最後に、一般社団法人北海道江差観光みらい機構 マリンピング担当 宮崎 拓馬 様から『マリンピングによる港湾・海岸の観光振興』と題し、ご講演いただきました。

江差町は北海道の道南で函館の西側に位置し、奥尻島の近く、日本海側に位置する町です。

みらい機構は江差町の観光ハブとしての観光地域づくり法人(DMO)で、また航路標識協力団体の認定を受け、灯台の利活用にかかる活動を行っており、その中で体験観光のコンテンツの一つとして「かもめ島マリンピング」を2021年から立ち上げて実践、練磨しているとのこと。

かもめ島は周囲約2.6km、海拔約30mで町の中心に位置し、防波堤で市街地と結ばれています。島は檜山道立自然公園の指定を受け、多くの野鳥や海浜植物が自生する自然豊かな島で、日本の夕日百選に選定され、「日本遺産」認定ゆかりの地であるなど歴史のある町で、また港湾に隣接して3つのビーチを抱えるなど海の恩恵を多く抱える島で、江差町は「北の江の島構想」として、かもめ島を中心とした、新しいまちづくりを2023年から本格稼働させることとしていますが、その取り組みに向けて始まったのが「かもめ島マリンピング」のことです。

「かもめ島マリンピング」は5月から10月の期間で、「ロングラン」のイベントとして、アウトドア宿泊、海洋体験、イベント他を中心に取り組んでいます。手ぶらで行けるキャンプ場、カニ釣り、海釣り等の海洋体験、さらには

サザエさんとのコラボ企画などサービズ・コンテンツの充実に力を入れています。また、キッズキャンプや専門家を招いてのジュニア海洋研究、地元の高校生に体験プログラムを授業で取り入れてもらうなど、江差町や他の自治体とも連携した取り組みを進めているとのこと。

次に、みらい機構様がこれまで取り組んできた成果や経験などから、観光振興に取り組む会員へ向けて貴重なアドバイスをいただきました。お客様のニーズに合わせた、セミナー式サポートの展開、地域PRと経済的地域還元の観点から、地域産品・地元業者採用の実施や、地域の持つ資源を最大限活用する取り組みを行っていることが理解できました。また、一過性の観光振興コンテンツにならないよう、「人材の育成」「人材の確保」「技能の継承」の仕組みと気運づくりを町及び関係行政機関とも連携・協力体制のもと進めていくことが重要であると理解できました。港湾・海岸の体験観光活用の可能性について、あらためて理解を深めることができるご講演でした。

(図-10、図-11)

各講演直後には、参加者と講演者との間で忌憚のない質疑応答がなされ、充実した内容となりました。質疑応答の概要は、港湾海岸防災協議会HPに掲載しておりますので、ぜひご覧になってください。(https://www.kaiboukyo.jp/society.html)

ご多忙にもかかわらず快くご講演をお引き受けいただきました講師の皆様には、この紙面をお借りして改めてお礼申し上げます。

当協議会では、令和5年度以降も継続して研究会を開催し、会員のみなさまへ情報発信することにより、そのニーズに応じていきたいと考えています。

(注) 掲載の写真や資料は、ご講演資料の一部を抜粋しました。

■北海道江差町のシンボル、「鷗島」について



周囲約2.6km・海抜約30m、防波堤で街と結ばれている島

一海の恩恵を受ける一島の特徴

- 檜山道立自然公園 特別エリア ～ 車両や自転車での渡行ができない環境に、野鳥129種、多くの海浜植物が自生する、自然豊かな島。エリア指定以前より、頂上エリアは町営の野営キャンプ場。
- 日本の夕陽百選に選定 ～ 島から望む、日本海に沈む夕陽が美しい。
- 「日本遺産」認定ゆかりの地 ～ 江差町の繁栄の礎となった「ニシン漁と北前交易のストーリー」が日本遺産認定。北前船の係船場所が鷗島であり、係船跡や千畳敷・鷗島神社等の観光スポット有。
- 港湾と3つのビーチに隣接 ～ 港湾・奥尻島へのフェリー乗り場、特徴の異なる3つのビーチに隣接する。
- 「開陽丸記念館」が隣接 ～ 旧幕府軍軍艦が江差沖で沈没したため、海中遺跡・考古学資料館がある。



(図-10)

■「かもめ島マリニング」の概要



アウトドア宿泊 + 海洋体験 + イベント船 の3要素からなる、ロングラン (5～10月) イベント

「マリニング(海)」+「グランピング(豪華なキャンプ)」の造語である「マリニング」でブランド化

アウトドア宿泊

- マリニングテント宿泊



海洋体験

- カニ釣り
- 海釣り
- マリニカイト
- 各種ガイドウォーク



イベント他

- 手ぶらキャンプ宿泊
- サザエさんコラボ
- ウォーターバルーン
- ジュニア海洋研究
- キッズキャンプ



他、● 学校連携(体験開発・特別講義・遠足受入) ● 写真展(函館) ● サイネージ(ススキノ)等

ブランド・プロミス
「海との遭遇 / 再会」

(図-11)